

防人教第1135号
15. 2. 19
改正 防人育第7423号
18. 7. 31
改正 防人育第70号
19. 1. 5
改正 防人計第8444号
19. 8. 31
改正 防人計第9093号
21. 7. 29
改正 防官文(事)第18号
27. 10. 1

長官官房長
施設等機関の長
各幕僚長
統合幕僚会議事務局長
情報本部長 殿
技術研究本部長
契約本部長
防衛施設庁長官

事務次官

自衛官の部外における運動競技会等への公務での参加について（通達）

標記について、下記によることとされたので遺憾のないよう期されたい。

なお、「部外における運動競技会等への参加について（通達）（防教教第3036号。62. 6. 12）」は、廃止する。

記

1 防衛省本省の内部部局、施設等機関、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、防衛監察本部若しくは地方防衛局又は防衛装備庁（以下「機関等」という。）の長（防衛省本省の内部部局にあつては大臣官房長、陸上自衛隊にあつては陸上幕僚長、海上自衛隊にあつては海上幕僚長、航空自衛隊にあつては航空幕僚長をいう。以下同じ。）は、当該機関等に勤務する自衛官の次に掲げる運動競技会への参加について、別紙様式により防衛大臣の承認を受けるものとする。

- (1) オリンピック競技大会
- (2) アジア競技大会
- (3) 国際対抗競技会（国内で行われる運動競技会を除く。）
- (4) 種目別世界選手権大会

2 機関等の長は、当該機関等に勤務する自衛官の次に掲げる運動競技会等への参加については、それらの目的、性格及び規模等を勘案し、技能の向上、体育の振興、広報上の効果及び隊務に与える影響等を総合的に判断して参加させることができる。

ただし、自衛隊体育学校の特別体育課程学生に係る運動競技会等への参加については、この項の規定にかかわらず陸上幕僚長の定めるところによる。

- (1) 国内で行われる国際対抗競技会
- (2) 種目別全日本選手権大会
- (3) 国民体育大会
- (4) 前各号に定めるもののほか全国的規模の競技団体が主催する競技会
- (5) 全国的規模の競技団体が1及び2(1)に掲げる運動競技会に関し、又は都道府県が国民体育大会における射撃競技に関し、それぞれ主催する予選会又は強化合宿

3 前各項に掲げる運動競技会等への参加種目は、体育訓練の種目等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第82号）別表に掲げる種目又は自衛隊体育学校における教育訓練に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第8号）第6条第2項の規定に基づき設置される課程において実施する種目又は第7条第2項若しくは第3項に定める種目とする。

なお、当該参加種目以外の種目に係る運動競技会等への参加については、あらかじめ機関等の長は、別紙様式により申請し、防衛大臣の承認を得なければならない。

4 この通達の運用に関し必要な事項は、人事教育局長が定める。

添付書類：別紙様式